

新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

現行	改正後
<p><b>建設業者の社会保険加入の徹底について</b>                      ～ はじめに ～                      (略)</p> <p>本市においては、平成28年6月から公契約基本条例に基づき、工事及び工事に類する業務委託（樹木維持管理，街路樹等育成管理，道路清掃，河川美化作業等に係る業務委託契約）（以下「工事等」）のうち、予定価格5千万円超の案件については、受注者及び全ての下請業者に対し労働関係法令遵守状況報告書（以下「遵守状況報告書」）の提出を求め、その中で社会保険（健康保険，厚生年金保険，雇用保険の3保険。以下同じ。）の加入状況を確認し、未加入業者に対して加入指導を行っているところですが、国の取組を踏まえつつ、社会保険未加入対策の更なる強化を図るため、<u>新たに以下の取組を実施することとしました。</u></p> <p><u>これらの取組については、平成30年7月1日以降に入札公告を行う（随意契約の場合は同日以降に契約する）案件から実施することとしますので、取組の趣旨を御理解のうえ、本マニュアルに基づき適切に運用していただきますようお願いいたします。</u></p>	<p><b>建設業者の社会保険加入の徹底について</b>                      ～ はじめに ～                      (略)</p> <p>本市においては、平成28年6月から公契約基本条例に基づき、工事及び工事に類する業務委託（樹木維持管理，街路樹等育成管理，道路清掃，河川美化作業等に係る業務委託契約）（以下「工事等」）のうち、予定価格5千万円超の案件については、受注者及び全ての下請業者に対し労働関係法令遵守状況報告書（以下「遵守状況報告書」）の提出を求め、その中で社会保険（健康保険，厚生年金保険，雇用保険の3保険。以下同じ。）の加入状況を確認し、未加入業者に対して加入指導を行っているところですが、国の取組を踏まえつつ、社会保険未加入対策の更なる強化を図るため、<u>以下の取組を実施しています。</u></p> <p><u>取組の趣旨を御理解のうえ、御協力いただきますようお願いいたします。</u></p> <p>(削除)</p>

1 社会保険加入状況の確認と未加入業者の指導等

(2) 新たに指導等の対象となる契約

(3) 社会保険加入状況の確認

ア 施工体制台帳又は再下請負通知書（以下「施工体制台帳等」）の受理時，社会保険の加入状況を確認します。

2 請負代金内訳書への法定福利費の明示

(3) 受注者の皆様に対応いただくこと

工事担当課に提出する請負代金内訳書に法定福利費を記載してください。工事担当課に提出された請負代金内訳書に法定福利費の記載がない場合は再提出を，法定福利費に疑義がある場合は金額の再確認を求めることがあります。

(参考) 工事請負契約約款（抄）

※ 平成30年7月1日以降に入札公告を行う（随意契約の場合は同日以降に契約する）案件から適用

（請負代金内訳書及び工程表）

第3条 乙は，契約締結後速やかに設計図書に基づいて，請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し，甲に提出しなければならない。ただし，内訳書については，甲においてそ

1 社会保険加入状況の確認と未加入業者の指導等

(2) 指導等の対象となる契約

(3) 社会保険加入状況の確認

ア 施工体制台帳又は再下請負通知書（以下「施工体制台帳等」という。）の受理時，社会保険の加入状況を確認します。

2 請負代金内訳書への法定福利費の明示

(3) 受注者の皆様に対応いただくこと

工事担当課に提出する請負代金内訳書に法定福利費を記載してください。工事担当課に提出された請負代金内訳書に法定福利費の記載がない場合は再提出を，法定福利費に疑義がある場合は金額の再確認を求めます。

再確認を求めてもなお疑義がある場合は当該事案を本市から建設業許可担当部署へ通知します。

(参考) 工事請負契約約款（抄）（令和2年10月1日改正後）

（請負代金内訳書及び工程表）

第3条 受注者は，契約締結後速やかに設計図書に基づいて，請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し，発注者に提出しなければならない。ただし，内訳書については，発注

の必要がないと認めるときは、その提出を免除することがある。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3 内訳書及び工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第7条の3 乙は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。)を下請負人としないよう努めなければならない。

- (1) 健康保険法第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法第7条の規定による届出

受注者の皆様へ 社会保険の加入の徹底について

本市では、平成30年7月から、社会保険加入を徹底するため、以下の取組を開始しました。御理解と御協力をお願いします。

- 2 請負代金内訳書への法定福利費の明示  
工事担当課に提出する請負代金内訳書に法定福利費(健康保険、

者においてその必要がないと認めるときは、その提出を免除することがある。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第9条 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険未加入者」という。)を下請負人としてはならない。ただし、発注者が定める期間内に、社会保険未加入者が当該届出をし、その事実を記載した報告書を受注者が発注者に提出したときは、この限りでない。

- (1) 健康保険法第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法第7条の規定による届出

受注者の皆様へ 社会保険の加入の徹底について

本市では、社会保険加入を徹底するため、以下の取組を行っています。御理解と御協力をお願いします。

- 2 請負代金内訳書への法定福利費の明示  
工事担当課に提出する請負代金内訳書に法定福利費(健康保険、

厚生年金保険及び雇用保険の事業主負担分)を明示してください。

厚生年金保険及び雇用保険の事業主負担分)を明示してください。

本市から再確認してもなお、法定福利費が本市の設計の積算額に含まれる法定福利費概算額の2分の1以下の場合は、建設業許可担当部署へ当該事案を通知します。